



平成 30 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 北陸電力株式会社  
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 金井 豊  
(コード：9505 東証一部)  
問合せ先 原子力本部原子力部原子力企画チーム  
統括（課長） 高島 英之  
(TEL 0767-32-4220(代))

### 「志賀原子力発電所 安全性向上施策の工事計画変更について」

当社は、「安全性向上施策」について、2013年6月より現地工事を開始しておりますが、昨年10月の工事計画変更の際にお知らせした代替高圧注水設備と代替残留熱除去設備の設置は、2018年度内に工事完了としていました。

その後、昨年12月に新規制基準が改正され、原子炉格納容器の過圧破損防止のための追加設備の設置が規制要求となりました。

当社は、この新たな規制要求に対応する設備として、上記の代替残留熱除去設備の詳細設計を進めておりますが、現地工事を行うに際して、既存の設備や配管サポート等の干渉物を避けつつ最適な配管ルートを選定する等に時間を要しているため、設計の長期化が見込まれています。

このため、工事期間の変更が必要と判断し、工事完了時期をこれまでの「2018年度内」から1年程度延長し、「2019年度内」に変更することとしました。

また、代替高圧注水設備の詳細設計も同理由により設計が長期化していますが、「2019年度内」での設置が完了するよう進めてまいります。

なお、2号機の安全対策費（安全強化策<sup>※1</sup>と安全性向上施策<sup>※2</sup>を合わせた費用）は、全体規模として1千億円台の後半から変更はないと見込んでいます。

※1 安全強化策：新規制基準施行前に福島第一原子力発電所の事故を受け着手した自主的  
施策

※2 安全性向上施策：新規制基準を踏まえた施策

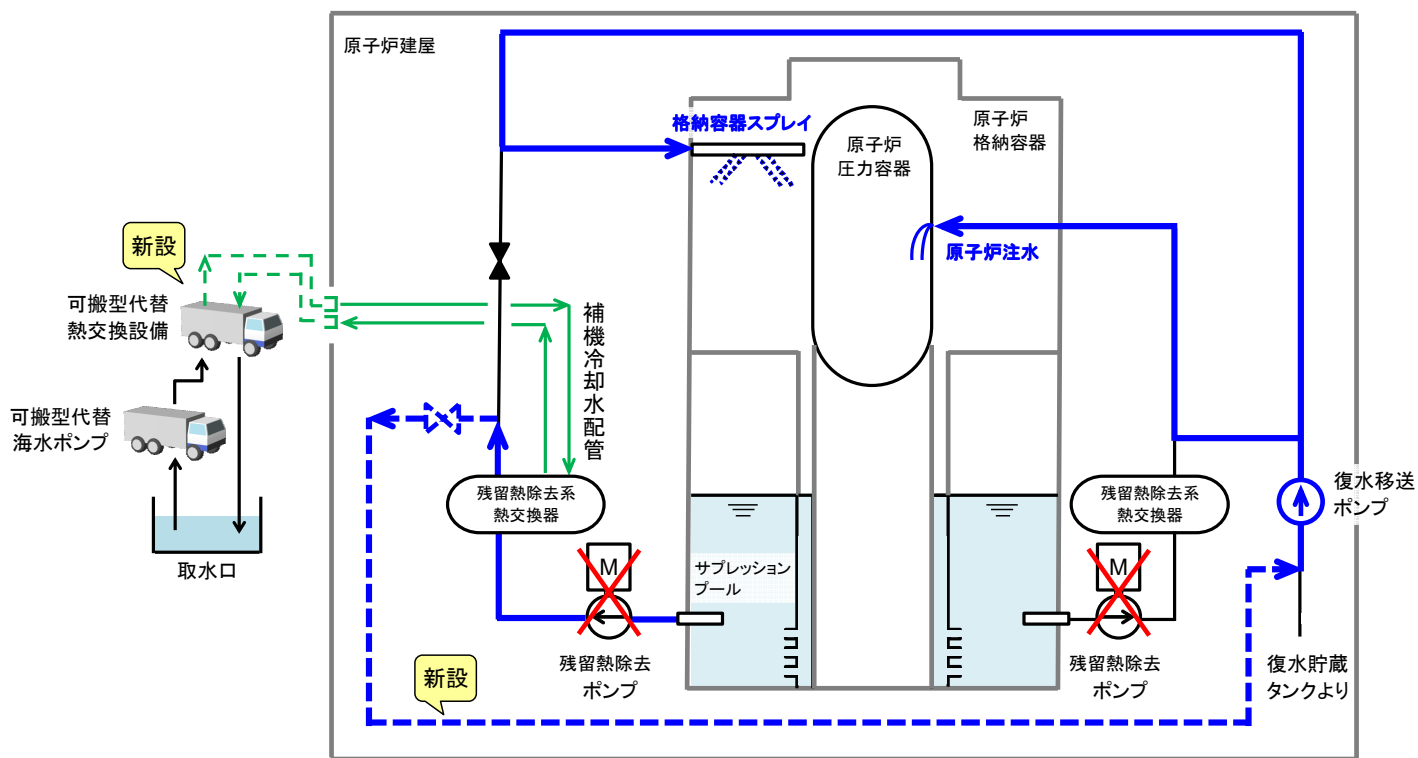
以 上

添付資料：代替残留熱除去設備の概要

### 代替残留熱除去設備の概要

柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見に係る追加の規制要求が、昨年12月に新規制基準に反映されました。

代替残留熱除去設備は、炉心の著しい損傷が発生し、かつ、残留熱除去ポンプが使用できない状況下でも原子炉格納容器（以下、「格納容器」という）の閉じ込め機能を維持しながら格納容器の圧力及び温度を低下させられるよう、他のポンプや新設する可搬型代替熱交換設備等を用いて除熱を行い格納容器の過圧破損を防止できる設備です。

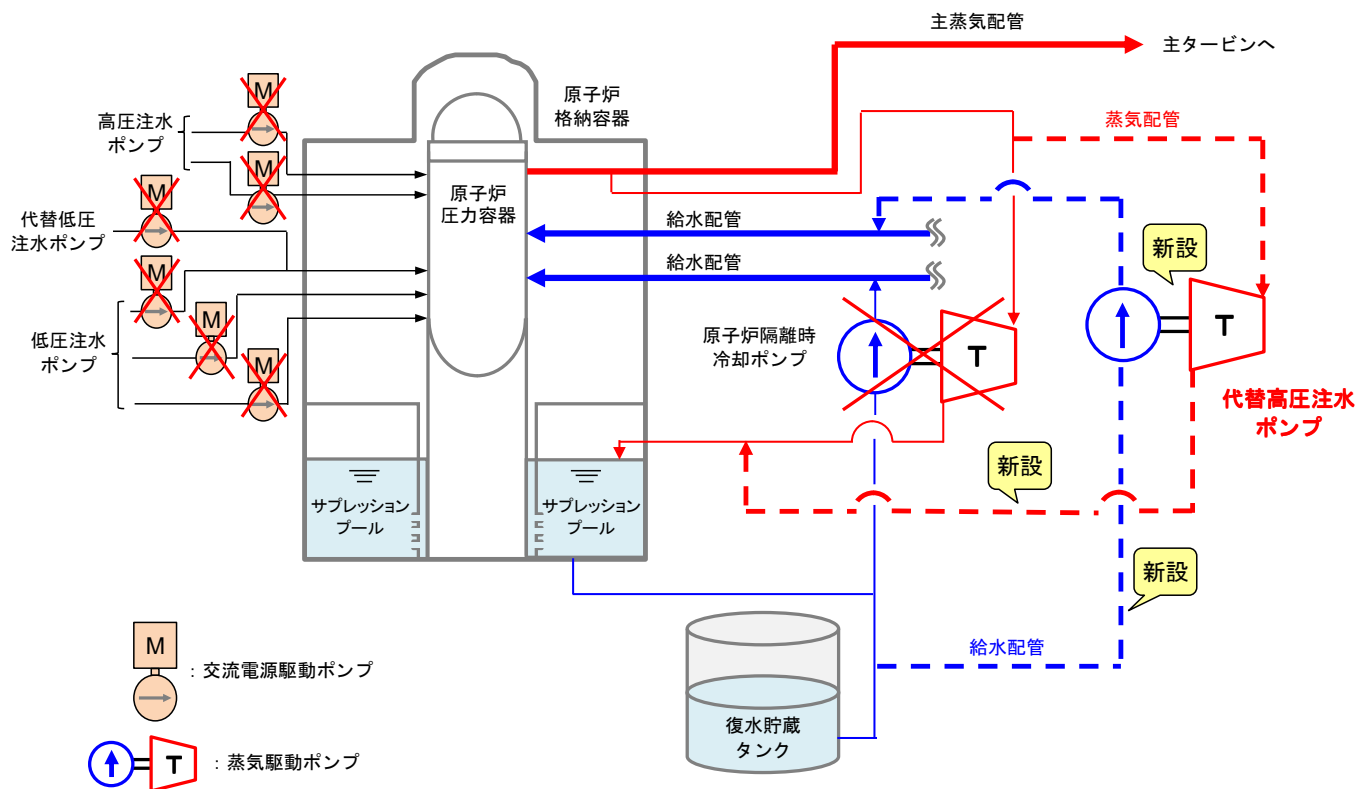


代替残留熱除去設備 系統概略図

以上

## 代替高圧注水設備の概要

代替高圧注水設備は、全交流電源が喪失し交流電源駆動ポンプが使用できない状況下で、原子炉の蒸気で駆動する原子炉隔離時冷却ポンプが故障で使用できない場合においても、原子炉の蒸気で駆動する交流電源不要の代替高圧注水ポンプにより、原子炉に注水できる設備です。



代替高圧注水設備 系統概略図

以上